

市会議第31号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和7年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 寺田 一博

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次
のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次
のように改正する。

第2条第1号中「1,120,000円」を「1,070,000円」に改め、同条
第2号中「1,030,000円」を「980,000円」に改め、同条第3号中「9
60,000円」を「920,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日か
ら施行する。

提案理由

市会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。